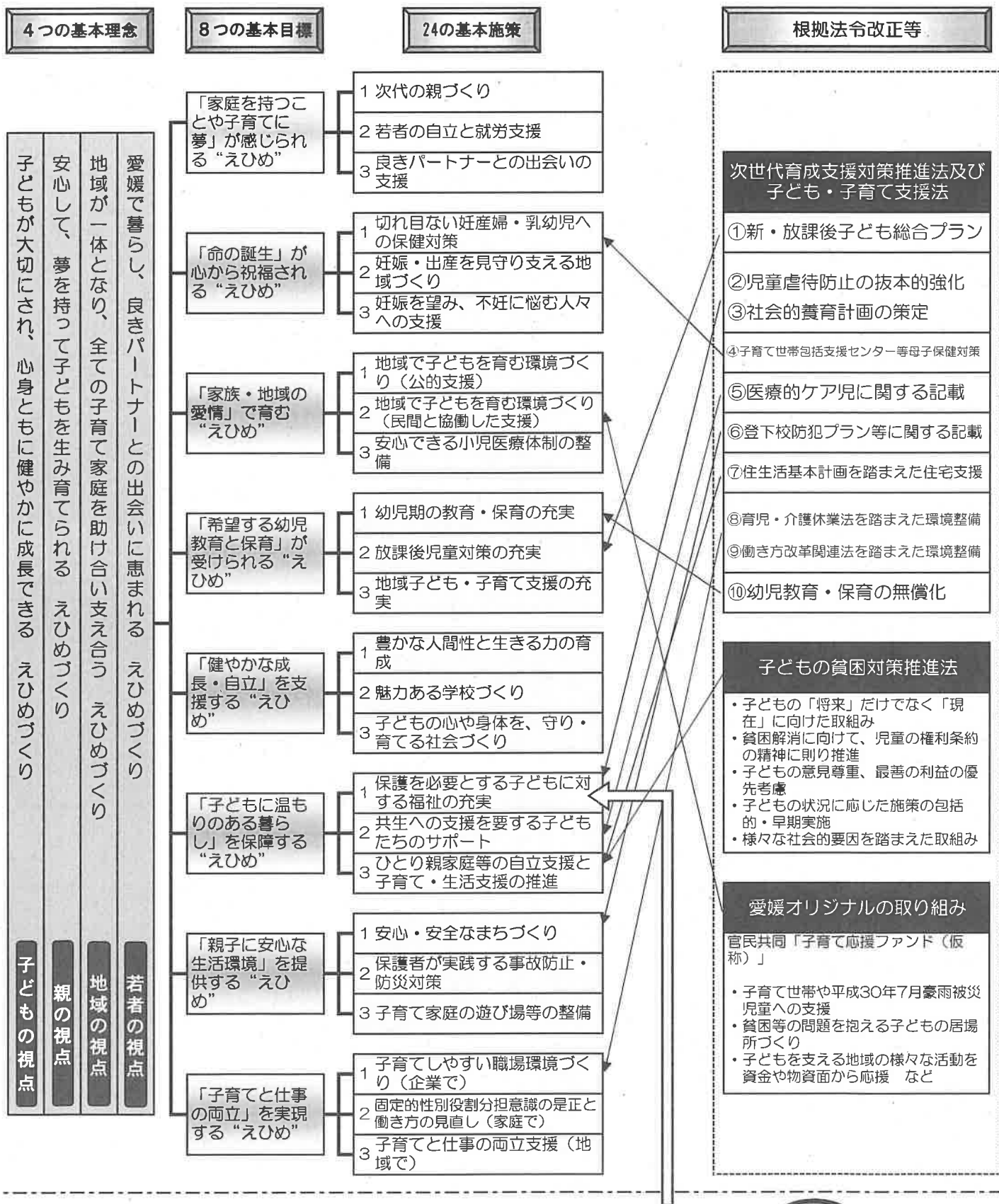


「第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期計画)」策定にあたり踏まえる事項

- ・「第2期えひめ・未来・子育てプラン」根拠法令改正等
- ・国や県、社会の動向(関係課意見)
- ・県民ニーズ(愛媛県政に関する世論調査(H30年11月)(抜粋))

「第2期愛媛・未来・子育てプラン」根拠法令改正等 対応図

「第2期愛媛・未来・子育てプラン（前期計画）」施策体系



愛媛県家庭的養護推進計画（計画期間：2015～2030年度）

- | | |
|---|--|
| 1 基本方針
(1) 児童養護施設における小規模・地域分散化
(2) 乳児院における小規模化
(3) 里親等委託の推進 | 2 家庭的養護の推進に向けた具体的な計画
(1) 各年度における措置児童数の見込み
(2) 家庭的養育推進計画における計画概要
(3) 家庭的養育推進に係る目標値
(4) 県計画の見直し（5年毎）
(5) 各期ごとの取組（必要な整備事業量） |
|---|--|

・2019年度内に全面見直し（児童相談所の体制・連携強化等）
 ・「第2期えひめ・未来・子育てプラン」～反映

「第2期愛媛・未来・子育てプラン」根拠法令改正等

根拠法令及び改正内容等

1 次世代育成支援対策推進法

行動計画策定指針の改正

①「新・放課後子ども総合プラン」(H30.9.14)の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加

【都道府県計画に盛り込むべき内容】

- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等(研修計画)
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する施策
- ・特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

②H28年度以降の児童福祉法の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(H31.3.19閣僚会議決定)等を踏まえた児童虐待防止に関する記載の追記

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

③「都道府県社会的養育推進計画の策定について」(H30.7.6厚労省通知)に基づく都道府県計画の策定

抜本的改正となるH28年度改正児童福祉法の理念等を徹底し、各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること等を念頭に、具体的数値目標と達成期限を設定。

④子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加

- ・H29年4月の改正母子保健法の施行により、ワンストップ拠点となる子育て世代包括支援センター設置が市区町村の努力義務として法定化。
- ・H29年8月に産後ケア事業ガイドライン策定。
- ・H28.3.29厚労省通知により新生児聴覚検査の実施促進及び促進に向けた連携体制の構築について依頼。

⑤医療的ケア児に関する記載の追加

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関係機関の協議の場の設置その他の取組を進める(H28.6児童福祉法改正)。

⑥登下校防犯プラン(H30.6.22閣僚会議決定)や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(R1.6.18閣僚会議決定)に関する記載の追加

子どもの登下校時の安全確保等のため、地域における連携の強化、不審者情報の共有及び迅速な対応、見守りの活性化、子供の危険回避に関する対策の推進等の各施策をとりまとめ。

⑦住生活基本計画(H28.3.18閣議決定)を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新

若者・子育て世帯等の住生活に関する目標を初めて設定。また、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯等を対象に民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能の強化策を検討。

⑧育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実

- ・労働者やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、当該労働者に育児休業等の両立支援制度を周知する事業主の努力義務の創設。(H29.10.1施行)
- ・妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラ)を防止する措置を講じることを事業主に新たに義務付け。(H29.1.1施行)

⑨働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務付け等を柱に、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進。

2 愛媛県少子化対策推進条例

改正等なし

「第2期愛媛・未来・子育てプラン」根拠法令改正等

根拠法令及び改正内容等

3 子ども・子育て支援法

行動計画策定基本指針の改正

①「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図るため、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的活用を図ること。
- ・目標事業量の設定に当たりニーズを幅広く想定するとともに、女性就業率が80%程度となることを想定し2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしていることから、地域の女性就業率の動向にも配慮すること。

②児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
- ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上等を図ること。
- ・社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚労省通知）に基づき、策定すること。

③その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正（県行動計画関係のみ抜粋）

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。
- ・児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、調和を保つべき計画として明記すること。
- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、都道府県計画の作成に関する基本的記載事項に追加すること。また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。

④幼児教育・保育の無償化実施に係る子ども・子育て支援法改正に伴う追記

- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。
- ・都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。

4 母子及び父子並びに寡婦福祉法

計画策定に係る改定等なし

5 子どもの貧困対策推進法

子どもの貧困対策の充実と実効性の高い取り組み推進に向けた改正（R1. 6. 19公布）

- ①目的・基本理念の充実（※目的規定・基本理念に、主に以下の事項を明記）
 - ・子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
 - ・貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること
 - ・年齢等に応じ、その意見が尊重され、最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
 - ・各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
 - ・貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること
- ②大綱の記載事項の拡充等（※都道府県は、大綱を勘案のうえ計画を策定）
「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とともに検証評価等の施策の推進体制を明記
- ③市町村による貧困対策計画の策定（都道府県・政令市については既に措置済み）
市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。
- ④具体的施策の趣旨の明確化等
教育支援：教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化
生活支援：子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調
就労支援：就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化

6 健やか親子21（第2次）及び母子保健計画通知

改正等なし

愛媛オリジナルの取り組み

官民共同の「子育て応援ファンド（仮称）」の創設（R元年度）

- ・県内紙おむつメーカーと協働実施している「愛顔の子育て応援事業」をモデルに、官民協働の仕組みを更に発展させ、本県独自の子育て支援策を展開するための基金として創設
- ・子育て世帯や平成30年7月豪雨被災児童への支援、貧困等の問題を抱える子どもの居場所づくりや、子どもを支える地域の様々なボランティア活動を資金や物資面から応援する事業を検討

国や県、社会の動向(関係課意見)

R1年5月照会

区分	内容 (項目名及び概要)	想定される 後期計画への影響等	提案課	後期計画への反映 (主に対応する基本 目標・基本施策)
法令の制定・改廃等	<p>【再犯防止推進法の制定・施行】 H28年12月に施行された法務省所管の再犯防止推進法において、非行少年が再び非行を行わないように、地方公共団体が国との役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策の策定・実施をする責務が明記された。</p> <p>【女性活躍推進法の改正】 一般事業主行動計画の策定義務対象拡大や情報公表の強化等を内容とする改正が行われた(令和元年6月5日公布)。</p> <p>【生活困窮者自立支援法の制定・施行】 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を目的とし、生活困窮者を支援するため生活困窮者自立支援法がH27.4に施行されている。 同支援のうち、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対して学習支援を行う「子どもの学習支援事業」が県下教か所で実施されている。</p> <p>【大学無償化法(大学等における就学の支援に関する法律)】 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付し、大学等への進学を支援することとなった(H30.4からの進学から)。</p> <p>【子ども・子育て支援法の改正(計画策定指針の改正)】 内閣府所管の子ども・子育て支援法において、県行動計画(えひめ・未来・子育てプラン)の作成に係る基本指針が本年8月に改正予定。幼児教育・保育の質向上や新・放課後子ども総合プランを踏まえた教育委員会と福祉部局の連携策、本年10月からの幼児教育・保育の無償化等への対応について追記される見込み。</p> <p>【子ども・子育て支援法の改正(幼児教育・保育の無償化)】 3～5歳の全ての子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの保育施設等利用料を無償化。(R元年10月～)</p> <p>【子どもの貧困対策推進法の改正(R元年6.12成立)】 これまで都道府県に努力義務として課していた子どもの貧困対策に関する計画策定を市区町村にも拡大。併せて、「子どもの貧困対策大綱」の改善指標の追加が予定されている。</p> <p>【児童福祉法の改正(児童虐待対策強化)(H28.6.3公布、順次施行、R元年6.19成立)】 全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待対策を抜本的強化するための改正がなされた。併せて、国通知等に基づき、2019年度末までに、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定する必要がある(H30.7.6子発0706 第1号)。 また、本年6月の児童福祉法の改正等により、児童相談所の体制・連携強化が示されている。</p>	<p>今年度中に策定予定の「愛媛県再犯防止推進計画(仮称)」との整合及び連携の観点から、非行少年に係る立ち直り支援について、具体的な施策を記述。</p> <p>「子育てと仕事の両立」に関して反映可能な部分があれば反映させる。</p> <p>当該記述を追加。 記載箇所(P70) 3 地域子ども・子育て支援の充実 (1)地域における子育て家庭への支援体制の充実</p> <p>現子育てプランには大学等への進学にかかる記述がない。今般大学無償化法が2019.5.10に成立し、2020.4.1から施行される。大学無償化法にかかる項目がプランに追記されることとなれば、当該項目も併せて記載する必要があると考える。</p> <p>基本指針に基づき、必要な取り組みを追加。</p> <p>保育ニーズの増加への対応策を盛り込む。</p> <p>市町の計画策定に係る支援策や改善指標の追加に対応した施策を盛り込む。</p> <p>今年度中に別途検討する県社会的養育推進計画の内容を踏まえ、保護を必要とする子どもへの支援を強化。 児童虐待防止に関する取り組みを追加。</p>	<p>県民生活課</p> <p>男女参画・県民協働課</p> <p>保健福祉課</p> <p>保健福祉課</p> <p>子育て支援課</p> <p>子育て支援課</p> <p>子育て支援課</p> <p>子育て支援課</p>	<p>【第5目標】「健やかな成長・自立」を支援する えひめ 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり</p> <p>【第8目標】「子育てと仕事の両立」を実現する えひめ 1 子育てしやすい職場環境づくり</p> <p>【第4目標】「希望する幼児教育と保育」が受けられる えひめ 3 地域子ども・子育て支援の充実</p> <p>【第6目標】「子どもに温もりのある暮らしを保障する えひめ」 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の推進</p> <p>【第4目標】「希望する幼児教育と保育」が受けられる えひめ 1 幼児期の教育・保育の充実 2 放課後児童対策の充実</p> <p>【第4目標】「希望する幼児教育と保育」が受けられる えひめ 1 幼児期の教育・保育の充実</p> <p>【第6目標】「子どもに温もりのある暮らしを保障する えひめ」 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の推進</p> <p>【第6目標】「子どもに温もりのある暮らしを保障する えひめ」 1 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実</p>

国や県、社会の動向(関係課意見)

R1年5月照会

区分	内容 (項目名及び概要)	想定される 後期計画への影響等	提案課	後期計画への反映 (主に対応する基本 目標・基本施策)
法令の制定・改廃等	<p>【男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正】 妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラ)を防止する措置を講じることを事業主に新たに義務付け。(H29.1.1施行)</p>	<p>妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント禁止規定の整備が認証基準に含まれている「えひめ仕事」と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大を盛り込む。</p>	労働雇用課	<p>【第8目標:「子育てと仕事の両立」を実現する えひめ】 1 子育てしやすい職場環境づくり</p>
	<p>【育児・介護休業法の改正】 労働者やその配偶者が妊娠・出産したこと等を周知する場合に、当該労働者に育児休業等の両立支援制度を周知する事業主の努力義務の創設。(H29.10.1施行)</p>	<p>育児休業等の両立支援制度の規定整備が認証基準に含まれている「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大を盛り込む。</p>	労働雇用課	<p>【第8目標:「子育てと仕事の両立」を実現する えひめ】 1 子育てしやすい職場環境づくり</p>
	<p>【働き方改革関連法の施行】 時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務付け等を柱とする、いわゆる「働き方改革関連法」の施行。(H31.4.1から順次施行)</p>	<p>職場中心のライフスタイルの見直しにもつながることから、企業における「働き方改革」の取組促進を盛り込む。</p>	労働雇用課	<p>【第8目標:「子育てと仕事の両立」を実現する えひめ】 1 子育てしやすい職場環境づくり</p>
	<p>【がん教育の推進】 平成28年に「がん対策基本法」が改正され、「がんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする」との文言が追加された。県ががん対策推進計画においても、がん教育、普及啓発が盛り込まれた。</p>	<p>具体的な取組を追加。</p>	保健体育課	<p>【第5目標:「健やかな成長・自立」を支援する えひめ】 1 豊かな人間性と生きる力の育成</p>
	<p>【いじめの防止等のための基本的な方針】(平成25年10月策定、平成29年3月改定)【愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針】(平成26年3月策定、平成29年8月改定)】</p>	<p>改定により、いじめの防止に関する取組がより具体的にようになったが、後期計画への影響はない。</p>	人権教育課	<p>【第5目標:「健やかな成長・自立」を支援する えひめ】 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり</p>
国重点施策	<p>【医療的ケア児に対する支援体制の構築】 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関係機関の協議の場の設置その他の取組を進めることとされている(H28.6児童福祉法改正)。</p>	<p>医療的ケア児に対する支援体制の構築に係る取組を追加。</p>	保健・福祉課	<p>【第6目標:「子どもに温もりのある暮らし」を保障する えひめ】 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート</p>
	<p>【「食」に関する指導の手引」の改訂】 平成31年3月に「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」が公表された。学習指導要領の改訂や子どもの食を取り巻く環境の変化を踏まえ、学校における食育の一層の推進を図ることを目的としている。</p>	<p>具体的な取組を追加。</p>	保健体育課	<p>【第5目標:「健やかな成長・自立」を支援する えひめ】 1 豊かな人間性と生きる力の育成</p>
	<p>【登下校防犯プラン】 平成30年5月に新潟県で下校中の小学生女児が殺害された事件を受け、同年6月22日、子供の登下校時の安全確保を旨とした「登下校防犯プラン」が閣議決定され、地域における連携の強化、不審者情報の共有及び迅速な対応、見守りの活性化、子供の危険回避に関する対策の推進等の各施策がとりまとめられた。</p>	<p>「登下校防犯プラン」に基づき、必要な取組を追加。</p>	警察本部	<p>【第7目標:「親子に安心な生活環境」を提供する えひめ】 1 安心・安全なまちづくり</p>
	<p>【児童の性的搾取等に係る対策の基本計画(子供の性被害防止プラン)の策定】 児童の性的搾取等を撲滅するために、平成29年4月、警察、学校、児童相談所等の関係行政機関が一体となって取り組むべき施策がとりまとめられた。</p>	<p>基本計画に基づき、必要な取組を追加。 (フィルタリングの普及促進、情報モラル教育の充実等の被害防止対策)</p>	警察本部	<p>【第7目標:「親子に安心な生活環境」を提供する えひめ】 1 安心・安全なまちづくり</p>
	<p>【第4次青少年インターネット環境整備基本計画の策定】 インターネット利用の低年齢化やネット上の有害情報の多様化等を踏まえ、情報モラル教育の充実及びネット上の有害情報の監視強化を盛り込んだ第4次基本計画が平成30年7月に策定された。</p>	<p>基本計画に基づき、必要な取組を追加。 (発達段階に応じた情報モラル教育の推進等)</p>	警察本部	<p>【第7目標:「親子に安心な生活環境」を提供する えひめ】 1 安心・安全なまちづくり</p>

国や県、社会の動向(関係課意見)

R1年5月議会

区分	内容 (項目名及び概要)	想定される 後期計画への影響等	提案課	後期計画への反映 (主に対応する基本 目標・基本施策)
重点策	<p>【移住者住宅改修支援事業の終了】 『第1目標「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”【結婚前後期】 若者の自立と就労支援』に盛り込んでいる「移住者住宅改修支援事業」は今年度が終 期であり、来年度以降の取り扱いは今後検討。</p>	<p>取組内容に盛り込むべきかどうかの検討が必要。</p>	地域政策課	<p>【第1目標:「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる えひめ】 2 若者の自立と就労支援</p>
	<p>【えひめ性暴力被害者支援センターの開設】 平成30年9月にセンター開設し、被害者支援を行っている。</p>	<p>「3子どもの心や身体を、守り、育てる社会づくり」に 追記</p>	男女参画・ 県民協働課	<p>【第5目標:「健やかな成長・自立」を 支援する えひめ】 3 子どもの心や身体を、守り、育て る社会づくり</p>
	<p>【子育て応援ファンド(仮称)の検討・創設】 官民共同で子どもや子育てを支援する「子育て応援ファンド(仮称)」を本年度内に 創設。具体的事業等については今後検討。(知事公約事業)</p>	<p>官民共同による子育て支援の充実・強化策を追加</p>	子育て支援課	<p>【第3目標:「家庭・地域の愛情」で 育む えひめ】 2 地域で子どもを育む環境づくり (民間と協働した支援) ほか</p>
	<p>【教育施設等の木造化・木質化の推進】 県が平成13年に定めた「公共施設等木材利用推進方針」により学校、幼稚園等の教 育施設については、木造化・木質化を推進している。</p>	<p>推進指針に基づき、必要な取り組みを追加</p>	林業政策課	<p>【第5目標:「健やかな成長・自立」を 支援する えひめ】 2 魅力ある学校づくり</p>
	<p>【教職員防災士の養成】 学校の総合的な防災力の強化を図るため、平成27年度から県立学校の教職員を防 災士として養成。 (2022年度末までに1,056名(16名/校)の教職員防災士養成を目標とする)</p>	<p>具体的な取組、目標指標等を追加</p>	保健体育課	<p>【第5目標:「健やかな成長・自立」を 支援する えひめ】 2 魅力ある学校づくり</p>
	<p>【自転車交通マナーの向上】 平成27年度から、県立高校生の自転車通学時のヘルメット着用を義務化。着用の推 進や交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図る。</p>	<p>具体的な取組を追加</p>	保健体育課	<p>【第7目標:「親子に安心な生活環 境」を提供する えひめ】 1 安心・安全なまちづくり</p>
	<p>【部活動指導員の配置促進】 単独での指導や引率が可能競技の高度な専門家である部活動指導員を学校に 配置することにより、教員の負担軽減、生徒の活動意欲や技能の向上を図る。</p>	<p>具体的な取組を追加</p>	保健体育課	<p>【第5目標:「健やかな成長・自立」を 支援する えひめ】 2 魅力ある学校づくり</p>
	<p>【えひめジョブチャレンジU-15事業】 公立中学校(県立中等教育学校前期課程を含む)生徒が、5日間の職場体験学習 に取組む。</p>	<p>若年者等の就職支援と産業人材力の強化</p>	義務教育課	<p>【第1目標:「家庭を持つことや子育 てに夢」が感じられる えひめ】 2 若者の自立と就労支援</p>
	<p>【第2次愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり推進計画の改定】 愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条約に基づき、「第2次愛媛県犯罪 の起きにくい安全で安心なまちづくり推進計画(令和元年度から令和5年度)」が策定 され、サイバー犯罪から子ども等を守るための取組が追加された。</p>	<p>学校等における情報モラル教室の実施等を追加</p>	警察本部	<p>【第7目標:「親子に安心な生活環 境」を提供する えひめ】 1 安心・安全なまちづくり</p>

国や県、社会の動向(関係課意見)

R1年5月照会

区分	内容 (項目名及び概要)	想定される 後期計画への影響等	提案課	後期計画への反映 (主に対応する基本 目標・基本施策)
その他 (社会の 動向等)	<p>【深刻化する人手不足に対応するための労働力の確保】</p>	<p>少子高齢化の進展に伴い人手不足が深刻化しており、労働者の子育て支援だけでなく、企業の労働力確保の観点からも子育てしやすい職場環境づくりの促進が必要であることを盛り込む。</p>	<p>労政雇用課</p>	<p>【第8目標:「子育てと仕事の両立」を実現する えひめ】 1 子育てしやすい職場環境づくり</p>
	<p>【ITメディアの健康への影響】 平成30年2月に「第2次えひめ子ども健康サポート推進計画」に新たに項目を追加。</p>	<p>具体的な取組を追加</p>	<p>保健体育課</p>	<p>【第5目標:「健やかな成長・自立」を支援する えひめ】 1 豊かな人間性と生きる力の育成</p>
	<p>【若年層のコミュニケーションツールの変化】</p>	<p>若年層の主なコミュニケーションツールが、電話やメールのほかSNSなど多様化していることから、いじめに関する相談活動や、社会情勢に応じた多様な相談窓口を設置することを盛り込む。</p>	<p>人権教育課</p>	<p>【第5目標:「健やかな成長・自立」を支援する えひめ】 3 子どもの心や身体を、守り、育てる社会づくり</p>
	<p>【情報発信ツールの進化】 スマートフォン等の情報通信端末やSNSなど情報発信ツールの普及・進化により、従前のFAXなどの情報発信機器が変容している。</p>	<p>メールマガジン、ツイッター等のSNSなどのツールを活用した施策の追加</p>	<p>警察本部</p>	<p>【第1～8目標全般】</p>

子育て支援等に関する県民ニーズ

(愛媛県政に関する世論調査結果 (抜粋))

《調査の概要》

- 1 調査主題 愛媛県政に関する県民意識
- 2 調査目的 県政全般にかかる県民意識を把握し、今後の県政推進の参考とする。
- 3 調査設計 [調査対象] 県内に居住する満 18 歳以上の男女
[標本数] 2,000 人(無作為抽出) [調査時期] 平成 30 年 11 月 14 日～11 月 30 日
- 4 回収率 55.2% (1,104/2,000 人)

【県への施策要望】

○子育て支援対策

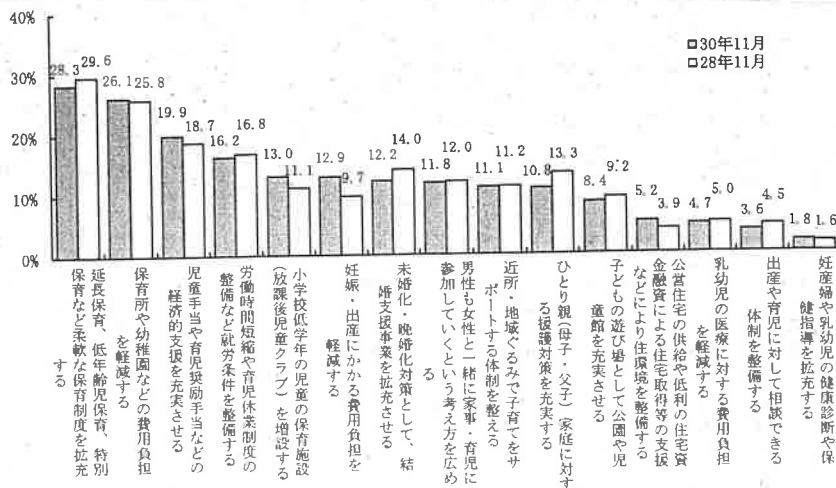
- ・「延長保育、低年齢児保育、特別保育など柔軟な保育制度を拡充する」 28.3%
→50歳代が多い。
- ・「保育所や幼稚園などの費用負担を軽減する」 26.1% →女性より男性で多い。30歳代で多い。
- ・「児童手当や育児奨励手当などの経済的支援を充実させる」 19.9%
- ・「労働時間短縮や育児休業制度の整備など就労条件を整備する」 16.2% →宇和島圏域で多い。

あなたは、子育て支援対策として、県はどのようなことに特に力を入れたらよいと思いますか。次の中から二つまで選んで番号を○で囲んでください。

(複数回答) (%)

①	延長保育、低年齢児保育、特別保育など柔軟な保育制度を拡充する	28.3
②	小学校低学年の児童の保育施設(放課後児童クラブ)を増設する	13.0
③	保育所や幼稚園などの費用負担を軽減する	26.1
④	妊娠・出産にかかる費用負担を軽減する	12.9
⑤	妊産婦や乳幼児の健康診断や保健指導を拡充する	1.8
⑥	乳幼児の医療に対する費用負担を軽減する	4.7
⑦	児童手当や育児奨励手当などの経済的支援を充実させる	19.9
⑧	ひとり親(母子・父子)家庭に対する援護対策を充実する	10.8
⑨	労働時間短縮や育児休業制度の整備など就労条件を整備する	16.2
⑩	男性も女性と一緒に家事・育児に参加していくという考え方を広める	11.8
⑪	出産や育児に対して相談できる体制を整備する	3.6
⑫	近所・地域ぐるみで子育てをサポートする体制を整える(ファミリーサポートセンター(注1)、地域子育て支援拠点のセンターやひろば(注2)など)	11.1
⑬	子どもの遊び場として公園や児童館を充実させる	8.4
⑭	公営住宅の供給や低利の住宅資金融資による住宅取得等の支援などにより住環境を整備する	5.2
⑮	未婚化・晩婚化対策として、結婚支援事業を拡充させる	12.2
⑯	その他	1.7
⑰	わからない	4.3

(注1) 育児等のサポートを受けたい会員と支援できる会員による相互援助活動を行う組織
(注2) 子育て相談や子育てサークル等の育成支援などを行うもので保育所等で実施している



○青少年対策

- ・「家庭でのしつけを徹底させるため保護者が相談しやすい環境や学習活動の場を充実する」 42.4% →50歳代で最多。新居浜・西条圏域で最多。
- ・「スポーツ・レクリエーション活動を通じた心身の健康づくりに努めるとともに、その活動を通じてルールへの遵守や仲間と協力する態度を身に付けさせる」41.8%→宇和島圏域で最多。
- ・「地域社会全体で子どもを育てる気運を高める」 38.1% →農林漁業が多い。
- ・「学校での道徳教育や生活指導を徹底する」 34.2%

あなたは、青少年を健全に育成するためには、県はどのようなことに特に力を入れたらよいと思いますか。次の中から二つまで選んで番号を○で囲んでください。

	(複数回答)	(%)
1 学校での道徳教育や生活指導を徹底する		34.2
② 家庭でのしつけを徹底させるため保護者が相談しやすい環境や学習活動の場を充実する		42.4
3 地域社会全体で子どもを育てる気運を高める		38.1
4 有害な出版物やビデオなどの規制を強化する		9.3
5 青少年団体の育成や活動を強化し、加入を促進する		4.7
6 街頭での補導や取締りを強化する		12.7
⑦ スポーツ・レクリエーション活動を通じた心身の健康づくりに努めるとともに、その活動を通じてルールへの遵守や仲間と協力する態度を身に付けさせる		41.8
8 その他		1.2
9 わからない		3.3

